

入札結果の公表に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、契約のより一層の透明性、公平性及び競争性を図るため、成田市が発注した建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借に関する契約（以下「建設工事等」という。）の入札結果の公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の範囲)

第2条 公表の範囲は、入札に付した建設工事等とする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、建設工事等に係る入札結果とする。

(公表の時期)

第4条 公表する時期は、入札後速やかに実施するものとする。

(公表の方法等)

第5条 公表の方法等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公表の方法は閲覧方式とし、入札調書（別記様式1）を閲覧に供するとともに、同様式に準じて市のホームページ等へ掲載することにより行うものとする。
- (2) 入札調書の閲覧場所は、行政資料室とする。
- (3) 入札調書の閲覧期間は、原則として入札が執行された日の属する会計年度及びその翌年度とする。
- (4) 入札調書の閲覧日及び閲覧時間は、市が業務を行う日の午前9時から午後4時30分までとする。
- (5) 閲覧用書類は、閲覧場所以外の場所へ持ち出させてはならない。

(附則)

この要領は、平成10年12月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

